



まずは相談しませんか

無料 予約制

ハウスメーカーによる建替え相談会のご案内

(協力) 一般財団法人住宅生産振興財団会員社

不燃化特区内で老朽建築物の建替え等をご検討の方を対象に、個別の相談会を開催します。

ご予約は **世田谷総合支所 街づくり課** ☎03-5432-2871 までご連絡ください。

令和5年 **10月21日**(土) 三軒茶屋分庁舎5階 三茶しゃれなあどホール **会場B**

令和5年 **12月16日**(土) 北沢タウンホール2階 第1・第2集会室 **会場A**

令和6年 **2月17日**(土) 北沢タウンホール2階 第1・第2集会室 **会場A**

各日とも
①9時30分～10時15分
②10時20分～11時05分
③11時10分～11時55分

会場A 北沢タウンホール (世田谷区北沢2-8-18)



会場B 三茶しゃれなあどホール (世田谷区太子堂2-16-7)



配布地区 不燃化特区制度の対象地区

■太子堂・若林地区

太子堂四・五丁目全域
若林一丁目全域
若林二丁目1～36番

■区役所周辺地区

世田谷三丁目20～26番
世田谷四丁目全域
宮坂二丁目1番の一部、2～9番、26番、27番
若林三・四・五丁目全域

<お問合わせ先>

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

電話番号：03-5432-2871 ファクシミリ：03-5432-3055

ファクシミリでお申込みの方は「氏名」「住所」「連絡先」をご記入ください

不燃化特区

世田谷区では、木造住宅密集地域等で災害に強い街づくりを推進しています

防災街づくり通信

せたがや地域版



【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課



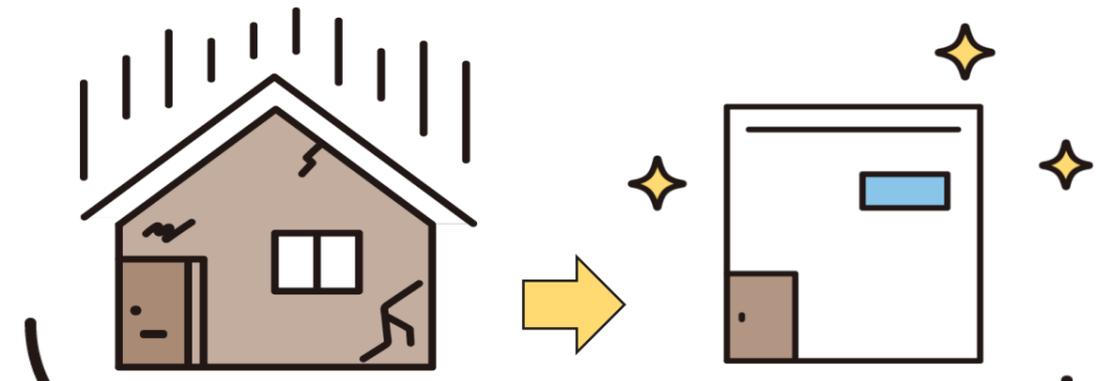
知っていますか?

古い建物の除却・建替えは今がチャンス

不燃化特区制度終了まであとわずか

建替えたいが、相続やお金のことが心配・・・

そんな悩みを抱えている方、**助成制度**を活用しませんか?



助成期間

最長 **令和7年度**まで

太子堂 若林地区 **67.6%**

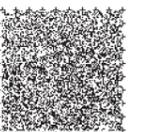
不燃領域率 区役所 周辺地区 **68.5%**

70%で 制度終了です

不燃化特区制度で災害に強い家!!

詳しい要件は パンフレット をご覧ください (3面掲載)

不燃化特区制度による老朽建築物の建替え・除却助成等の支援は、最長令和7年度までですが、目標(不燃化領域率70%)に到達した地区は、その年度で終了となります。





不燃化特区制度の一部をご紹介します

築**15**年以上の木造・築**23**年以上の軽量鉄骨造の2階以下の建物をお持ちの方はご相談ください！

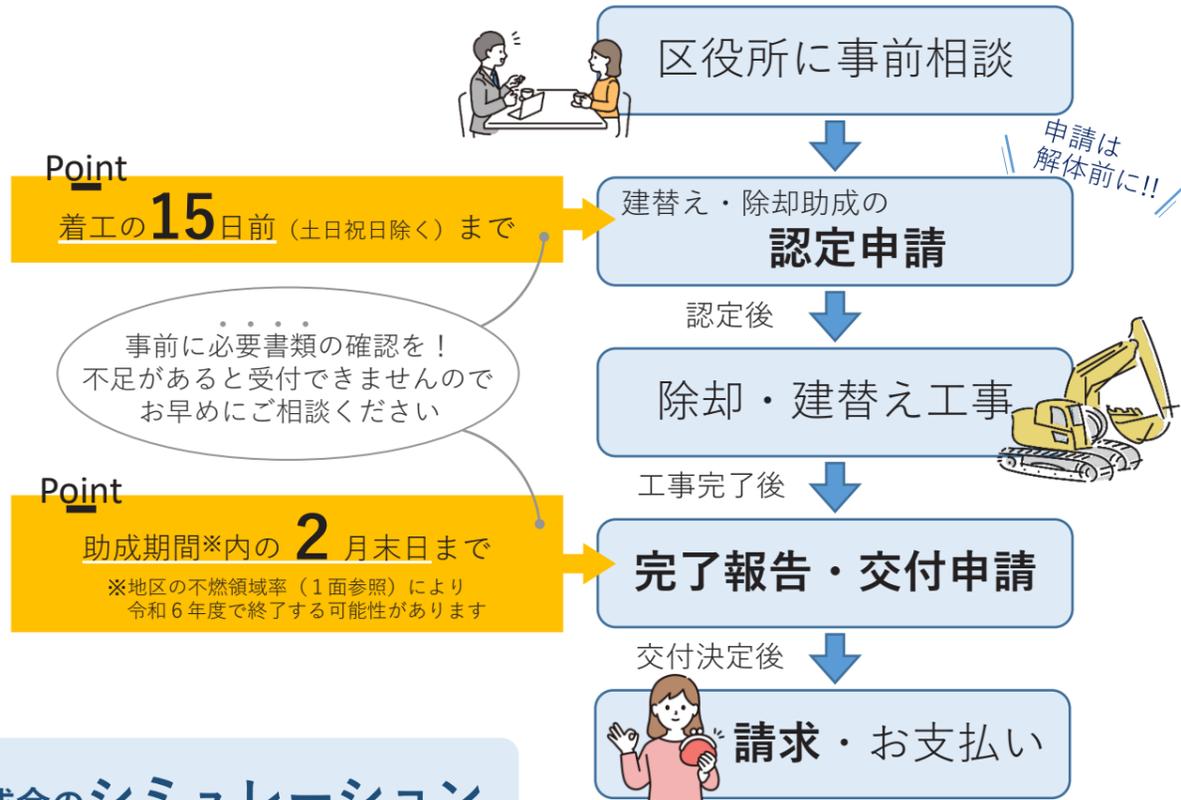
1 建替え助成

除却工事費及び
建築設計・監理費用の助成

又は

2 老朽建築物除却助成

除却工事費及び
除却後の敷地の整地費の助成



助成金のシミュレーション

実際にかかった経費と限度額を比較して、額の少ない方が助成金額になります。

詳しい要件は3面記載の **不燃化特区パンフレット** をご確認ください。

建築設計・監理費のみの助成はできません

例えば...

除却する老朽建築物

延床面積100㎡の場合



100㎡×単価27,000円

建替え後の建築物

延床面積100㎡の場合



区が別に定める額

(参考)
建替え
助成額
約
410
万円

住まいの建替え・除却を**支援**します。お気軽にご相談ください。

不燃化特区制度の助成には、すべての『要件』を満たす必要があります。

詳しい要件は下記 **不燃化特区パンフレット** をご覧の上、
お早めにお問い合わせください。

世田谷総合支所街づくり課

☎03-5432-2871



まずは **不燃化特区パンフレット**

をご覧ください

パンフレットは、世田谷区ホームページから見る事ができます。
世田谷区ホームページ内検索バーでページ番号「154785」を検索ください。



世田谷区 SETAGAYA CITY 154785 検索

パンフレット

3 出張相談

無料

- ・**建築士**
建物の建替えや共同化に関すること
- ・**土地家屋調査士**
土地の測量や調査、不動産登記にかかわること
- ・**ファイナンシャルプランナー**
資産運用や生涯設計に関すること
- ・**司法書士**
相続・登記、財産管理、成年後見などに関すること
- ・**不動産鑑定士**
不動産鑑定評価に関すること
- ・**税理士**
建替えに伴う税金に関すること

老朽建築物の建替え等をしてようとしている方を対象に、専門家がご自宅まで伺い、問題解決をサポートします。

相談時間 **2**時間 無料で **3**回まで

お申し込みは
世田谷総合支所街づくり課
☎03-5432-2871

建替え相談会

無料 予約制

定期的にハウスメーカーによる『建替え相談会』を開催中！（4面掲載）

4 固定資産税・都市計画税の減免

- ・最長5年間
- ・更地にした場合
土地に対して住宅の敷地並みの軽減（8割減免）
- ・建て替えを行った場合
家屋に対して10割の減免

減免の要件や必要書類については
世田谷都税事務所にてご確認ください。

世田谷都税事務所固定資産税班

☎03-3413-7117